

「訪問看護医療DX情報活用加算」算定開始のお知らせ

2024年度診療報酬改定で、オンライン資格確認等システムが導入されたことを踏まえ、当ステーションでは初回訪問時等にご利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用し、訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供することを目指しています。

<対象者>

訪問看護管理療養費を算定する者

<算定開始日>

2025年4月1日より

<算定要件>

当ステーションは地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療DX情報活用加算として、月1回に限り50円を所定額に加算いたします。

<施設基準>

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 居宅同意取得型のオンライン確認等システムの活用により、看護師等がご利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
4. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
5. 4の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

2025年4月1日
社会福祉法人親善福祉協会
しんぜん訪問看護ステーション
管理者 堺 幸子